税制史を通す（律令から消費税まで）

レベル：発展
藤井の日本史

日付＿＿＿＿＿＿　名前＿＿＿＿＿＿

解き方の手順　①その文が**いつの話か**を先に確かめる　②用語を□**で囲む**　③囲んだ語どうしの**つながり**（誰が・何に・誰へ）に矛盾がないかを見る

1　誤っている文を一つ選ぶ（各時代の税）

問1　古代の税について述べた文として誤っているものを、ア〜エから一つ選びなさい。

ア　律令制の租は田にかけられ、収穫の約3%にあたる稲を納めるもので、地方の財源となった。
イ　律令制の調は各地の特産物を納めるもので、都まで運ぶ運脚の義務があった。
ウ　律令制の雑徭は、国司のもとで年60日を限度に行う労役で、調と同じく中央の財源となった。
エ　平安時代の名体制では、田堵が官物や臨時雑役を国司に納めた。

問2　室町幕府の財源について述べた文として誤っているものを、ア〜エから一つ選びなさい。

ア　段銭は田畑に、棟別銭は家屋にかけられた税である。
イ　土倉役・酒屋役は、金融業を営む土倉や酒屋に課された税である。
ウ　抽分銭は、徳政令を出す際に、債務の額の1割を幕府に納めさせたものである。
エ　幕府は、御料所（直轄地）からの年貢・公事のほか、五山にも課税した。

問3　江戸時代から明治時代の税について述べた文として誤っているものを、ア〜エから一つ選びなさい。

ア　本途物成は、田畑や屋敷地にかけられた本年貢である。
イ　小物成は、山野河海の利用や副業などにかけられた雑税である。
ウ　地租改正では、課税の基準が収穫高から地価に改められた。
エ　地租改正反対一揆が起こったため、地租は地価の3%から2%に引き下げられた。

2　正しければ◯、誤りなら×

説明の部分が正しいかを見ます。

(1)　荘園公領制のもとで、名主が国司や荘園領主に納めた年貢は、律令制の租にあたる。

(2)　室町幕府は、御料所（直轄地）からの収入が豊かで、ほかの税にはほとんど頼らなかった。

(3)　地租改正条例では、地価の3%を地租として、米で納めさせた。

(4)　地租改正の際、村の共同利用地であった入会地の多くは、官有地に編入された。

(5)　消費税は、竹下登内閣のときに、税率3%で導入された。

3　古い順に並べる（税を納める仕組みの移り変わり）

次のア〜エを、古いものから順に並べなさい。

ア　田堵から成長した名主が、年貢・公事・夫役を国司や荘園領主に納める。
イ　田堵が、官物・臨時雑役を国司に納める。
ウ　成人男子を中心に、調・庸・雑徭などの負担が課される。　エ　村が、本途物成や小物成を負担する。

税制史を通す（律令から消費税まで）

レベル：発展
藤井の日本史

下線の太字が、その文を切る（正誤を決める）ところです。

1　誤っている文を一つ選ぶ

問1　ウ　雑徭は国司のもとでの労役で、**地方の財源**です。中央（都）の財源は調と庸。前半は正しく、最後の「**中央の財源**」で切れます。

問2　ウ　説明は**分一銭**のものです。徳政令を出す代わりに債務の1割を納めさせたのが分一銭、**抽分銭**は日明貿易の利益の1割を商人や大名に納めさせたもの。税の名前と説明の組み合わせを確かめます。

問3　エ　地租改正反対一揆（1876年）を受けて、翌年、地租は**2.5%**に引き下げられました。「2%」が誤り。数字は一つずつ確かめます。

2　◯×

(1)　◯　年貢は、田にかかる税である**租**の流れをくむものです。

(2)　×　御料所は少なく、段銭・棟別銭・土倉役・酒屋役など、**さまざまな税に頼りました**。

(3)　×　地租は**現金で**納めさせました（金納）。現物納から金納に変わったのが、地租改正の大きな変更点です。

(4)　◯　入会地の多くが官有地に編入され、村の生活に影響しました。

(5)　◯　1989年、竹下登内閣のときに3%で導入されました。

3　並べ替え

ウ → イ → ア → エ　律令制（人に課税）→ 平安時代の名体制（田堵が国司へ）→ 荘園公領制（名主が国司や荘園領主へ）→ 江戸時代（村が負担）。「誰が・誰に・何を」納めたかで時代が決まります。

> 税制史は、税の名前を覚えるだけでは切れません。「その税は何にかかるか（人・田畑・家屋・業者）」「誰が誰に納めるか」を一つずつ確かめると、名前と説明のすり替えに気づけます。